

一般社団法人東洋英和女学院同窓会東光会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東洋英和女学院同窓会東光会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 本会は、キリスト教に基づく「敬神奉仕」の建学の精神を重んじ、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員データの維持及び管理
- (2) 会費の徴収及び管理
- (3) 会報の発行・ホームページの運営
- (4) 東洋英和女学院との連携及び支援
- (5) 追悼記念日礼拝の共催
- (6) クリスマス礼拝の開催
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は次の5種とし、当該各号の資格を有する者とする。

- (1) 正会員 東洋英和女学校、東洋英和女学校高等女学科及び東洋英和女学院高等部を卒業した者
- (2) 大学院会員 東洋英和女学院大学大学院を修了した者
- (3) 短期大学会員 東洋英和女学院各短期大学同窓会（保育部会・かえで会・楓雅会）の会員であった者
- (4) 会友 東洋英和幼稚園、東洋英和女学院小学部、中学部、高等部のいずれかに通算3年以上在学し、本人が希望し、且つ理事会の承認を受けた者
- (5) 特別会員 東洋英和幼稚園、東洋英和女学院小学部、中学部、高等部、大学大学院の現教職員及び旧教職員の者

（入会）

第7条 本会の正会員としての資格を有する者は、東洋英和女学校、東洋英和女学校高等女学科又は東洋英和女学院高等部の卒業をもって入会の手続きを経ることなく正会員となる。

2 本会の大学院会員としての資格を有する者は、東洋英和女学院大学大学院修了をもって入会の手続きを経ることなく大学院会員となる。

3 本会の短期大学会員として資格を有し、各短期大学同窓会会員名簿に名前が記載されている者は、入会の手続きを経ることなく短期大学会員となる。

4 本会の会友としての資格を有する者は、本人が希望し、且つ理事会の承認を受けることで会友となる。

（会費）

第8条 正会員、大学院会員及び会友は、別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（会員の責務）

第9条 会員は、本会の事業に積極的に参加し、会費等の納入を果たし、住所、氏名の変更があったときは、速やかに変更事項を本会事務所に届け出るものとする。

（任意退会）

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。但し、1か月以上前に本会に対して予告をするものとする。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって当該

会員を除名することができる。

- (1) 本定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を会員名簿記載の住所に発送しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 12 条 会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 当該会員が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき

(会員の権利)

第 13 条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）により規定された次に掲げる一般法人法上の社員（以下「社員」という。）の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第 14 条第 2 項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第 32 条第 2 項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第 50 条第 6 項に定める権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第 51 条第 4 項に定める権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 一般法人法第 52 条第 5 項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第 57 条第 4 項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (7) 一般法人法第 129 条第 3 項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第 229 条第 2 項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (9) 一般法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

第 3 章 代議員及び社員

(代議員)

第 14 条 本会の正会員から選出された代議員をもって、一般法人法上の社員とする。なお、代議員は、正会員概ね 900 名の中から 1 名の割合で選出するものとする。

2 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は、理事会の決議において別に定める。

- 3 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、会員総会の際に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。但し、代議員が代議員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 代議員につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互の優先順位
- 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙のときまでとする。

（任意退会）

第15条 代議員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。但し、1か月以上前に本会に対して予告をするものとする。

（除名）

第16条 代議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって当該代議員を除名することができる。

- (1) 本定款又はその他の規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により代議員を除名したときは、当該代議員に対し、除名した旨を代議員名簿記載の住所に発送しなければならない。

(代議員資格の喪失)

第 17 条 代議員は次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 会員の地位を喪失したとき
- (2) 当該代議員が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき

第 4 章 会員総会

(構成)

第 18 条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第 19 条 会員総会は、次の事項を行う。

- (1) 会員による代議員選挙の実施
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の報告を受けること
- (3) その他会員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項の決議

(開催)

第 20 条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後一定期間内に開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

(招集)

第 21 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会員総会を招集するには、会長は、会員総会の日 の 1 週間前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。
- 3 前項の通知は、電磁的方法を用いて行うことができる。

(議長)

第 22 条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第 23 条 会員総会における議決権は、会員 1 人につき 1 個とする。

(決議)

第 24 条 会員総会の決議は、出席した議決権を有する会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第 25 条 会員総会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員のうちから議長が指名した会員 2 人が署名又は記名押印する。

3 議事録は 10 年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(会員総会運営規程)

第 26 条 会員総会の運営に関する必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める会員総会運営規程によるものとする。

第 5 章 代議員総会（社員総会）

(構成)

第 27 条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 28 条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 会長及び副会長の選任及び解任
- (5) 会員の除名
- (6) 代議員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) その他代議員総会（社員総会）で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(開催)

第 29 条 代議員総会は、定時代議員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時代議員総会を開催する。

(招集)

第 30 条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 代議員総会を招集するには、会長は、代議員総会の日の 1 週間（代議員総会に出席しない代議員が書面によって（電磁的方法によって）議決権を行使することができることとするときは 2 週間）前までに、代議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。

3 前項の通知は、電磁的方法を用いて行うことができる。

4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の定めにかかわらず、代議員全員の同意がある場合、直ちに代議員総会を開催することができる。

(議長)

第 31 条 代議員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第 32 条 代議員総会における議決権は、代議員 1 人につき 1 個とする。

(決議)

第 33 条 代議員総会の決議は、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 34 条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した代議員のうちから議長が指名した代議員 2

人が署名又は記名押印する。

3 議事録は 10 年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(代議員総会運営規程)

第 35 条 代議員総会の運営に関する必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める代議員総会運営規程によるものとする。

第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 36 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 30 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

4 理事のうち 4 名以内を副会長とする。

(役員の選任)

第 37 条 理事及び監事は、正会員の中から代議員総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事の中から代議員総会の決議によって選定する。但し、会長はキリスト教信者の資格を必要とする。

3 副会長は、代議員総会の決議によって理事の中から選定する。

4 理事及び監事は、東洋英和女学院教職員を兼ねてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 38 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び本定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長が予め役員会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

4 会長は、毎事業年度ごとに 3 か月に 1 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 39 条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本会の理事の職務の執行を監査する。
- (2) 本会の財産の状況を監査する。
- (3) 本会の理事の職務の執行又は財産の状況について、毎事業年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後3か月以内に理事会及び代議員総会に提出する。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本会の理事の職務の執行又は財産の状況に関して不正の行為又は法令若しくは本定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び代議員総会に報告する。
- (5) 本会の理事の職務の執行又は財産の状況について、理事に対して意見を述べる。

(任期)

第40条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げないものとする。なお、会長は連続4期まで、副会長及びその他の理事は連続2期までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結のときまでとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。

(解任)

第41条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 公序良俗に反する等、社会的にふさわしくない行為があったとき
- (4) その他解任すべき正当な事由があるとき

(報酬等)

第42条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除)

第43条 本会は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(アドバイザー)

第 44 条 本会に、任意機関として、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会員の中から理事会決議により推薦し、会長が委嘱する。

3 アドバイザーの任期は 1 年とし、再任を妨げないが、通算 4 年を超えることはできない。但し、専門職アドバイザーの任期はこの限りでなく、通算 8 年を上限とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 45 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

(権限)

第 46 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 学校法人東洋英和女学院の要請に従い同法人の理事、評議員を推薦すること
- (4) その他法令又は本定款で理事会の権限とされた事項

(招集)

第 47 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 理事会を招集するには、会長は、理事会の日の 1 週間（理事会に出席しない役員が書面によって（電磁的方法によって）議決権を行使することができることとするときも 1 週間）前までに、役員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。

3 前項の通知は、電磁的方法を用いて行うことができる。

4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の定めにかかわらず、役員全員の同意がある場合、直ちに理事会を開催することができる。

(議長)

第 48 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 49 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 可否同数のときは、議長は決定を保留して、次回の理事会に再び提案することができる。但し、次回の理事会においても可否同数であったときは、議長がこれを決する。

(決議の省略)

第 50 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事がその提案に異議を述べた場合を除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったとみなす。

(議事録)

第 51 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長（会長に事故若しくは支障があるときは出席理事全員）及び監事が前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録は 10 年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会運営規程)

第 52 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程によるものとする。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 53 条 本会の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会が決定する。

第 9 章 会 計

(事業年度)

第 54 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 55 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、定時代議員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 56 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時代議員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第 1 項の書類のほか、監査報告を事務所に 10 年間備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 57 条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

2 本会は剰余金の運用を行うことができない。

第 10 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 58 条 本定款は、代議員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第 59 条 本会は、代議員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議すること、その他法令に定める事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 60 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、学校法人東洋英和女学院に贈与するものとする。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 61 条 本会は、本会の事業を実施し、事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、必要な人員の職員を置く。

3 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 雑 則

(委任)

第 62 条 本定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第 63 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法、その他法令の定めるところによる。

第 13 章 附 則

(設立後最初の代議員)

第 64 条 法人設立後最初の代議員選出は、最初の会員総会の中で、任意団体である東洋英和女学院高等部同窓会東光会の役員を代議員として承認することをもってそれに代える。その任期は、設立後 1 年以内に終了する事業年度の定時会員総会において実施される代議員選挙のときまでとする。

(設立時代議員（設立時社員）の氏名及び住所)

第 65 条 本会の設立時代議員（設立時社員）は、次のとおりとする。

(省略)

(設立時役員)

第 66 条 本会の設立時役員は、次のとおりとする。

(省略)

(最初の理事の任期)

第 67 条 本会の最初の理事の任期は、設立後 1 年以内に終了する事業年度の定時代議員総会の終結のときまでとする。

(最初の事業年度)

第 68 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(既存団体)

第 69 条 本会の設立により、任意団体である東洋英和女学院同窓会、東洋英和女学院高等部同窓会東光会、東洋英和女学院大学大学院同窓会、東洋英和女学院各短期大学同窓会（保育部会、かえで会、楓雅会）（以下「既存各団体」という。）の会員は、第 6 条の規定にかかわらず、本会設立の日から本会の会員となる。会員の資格は第 6 条に従う。

(承継資産)

第 70 条 本会は、その成立により、既存各団体の総資産を承継する。これにより、既存各団体は解散する。